

第 64 回鳥羽市都市計画審議会 議事録

1. 日時 令和 6 年 9 月 18 日（水）午後 1 時 00 分～午後 2 時 35 分
2. 場所 鳥羽市役所西庁舎 3 階 中会議室
3. 出席者

浅野	聡	委員
村瀬	敬一	委員
原田	佳代子	委員
木下	悟	委員
成瀬	きぬ代	委員
勢力	吉男	委員
山本	哲也	委員
尾崎	幹	委員
世古	安秀	委員
野呂	守	委員

4. 事務局

中村	欣一郎	市長
建設課		
高村	史博	課長
まちづくり整備室		
濱崎	政孝	室長
重見	昌利	副室長

5. 開会

事務局 : 委員の皆さんお揃いになられておりますので、第 64 回鳥羽市都市計画審議会を開催させていただきます。

建設課長の高村と申します。本日の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、今年度初めての会議であり、令和 6 年 6 月末で任期満了に伴い 3 名の委員に変更がありました。委嘱状につきましては、事前に配布させていただいておりますのでご了承ください。それでは開催に先立ちまして、市長の方から一言ご挨拶を申し上げます。

市長 : 皆さんこんにちは。大変お忙しい中、そして残暑もこれが最後になるといいのですが、大変暑い中をご出席いただきましてありがとうございます。

ざいます。日頃より様々な方面から、ご協力いただいておりますこと、心より厚く御礼申し上げます。

先ほど事務局からもありましたけれども、本日の審議会は、任期満了による改選後初めての審議会であり、先に委嘱状の方を交付させていただいております。皆様方には、都市計画審議会の委員として、令和8年6月30日までの約2年間、都市計画に関わる様々な案件のご審議を賜りたいと思いますので、改めて委嘱をお願いさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

鳥羽市におきましては、自然豊かで地域の海岸部に古くからの港町が点在していることが、他の町にはない大きな特徴だというふうに思っております。またその中でも、鳥羽駅を中心とするエリアにおいては、離島へのアクセスの港であり、電車とバスを乗り継ぐ交通の結節点の役目を担っておりまして、まさに市の玄関口となっているところでございます。そしてそれに加えて1月に発生した能登半島地震のこともあり、頻発的激甚化している災害にも対応していく必要があろうかというふうに思っております。

そこで今年度から鳥羽駅周辺エリアの再生事業に取り組んでいるところですが、佐田浜地区については約半世紀ぶりぐらいの事業になり、この市の玄関口である鳥羽駅周辺が再びにぎわいを取り戻して、再生していくこと、そして先ほど能登半島のことでも触れましたけれども、南海トラフ地震が想定される地域において、災害に強い強靱なまちをつくっていくこと、これらを目指して取り組みを進めて参りたいと考えています。

そしてさらにコンパクトで持続可能なまちのあり方を検討していくために、立地適正化計画の策定に関して、都市再生協議会の方も立ち上げて、話し合いを進めて参りたいと思っております。

どうぞこの件についても、ご審議のほどよろしくお願いいたします。まして、挨拶とさせていただきます。

事務局：市長は、この後公務がありますのでここで退席させていただきます。

また、先ほど市長の方からお話もありましたけれども、この審議会の委員の任期は令和8年6月30日まで2年間になります。

今回、委員改選後の初めての会議ということで、委員の変更もございましたので、皆様方からお1人ずつ簡単に自己紹介の方をお願いしたいと思います。

(各委員より自己紹介)

事務局：ありがとうございました。引き続き事務局側の自己紹介をさせていただきます。

(事務局側の自己紹介)

事務局 : 続きまして、本日の出席者数について報告させていただきます。委員総数 11 名の中から 10 名ご出席いただいておりますので、鳥羽市都市計画審議会条例第 8 条第 1 項にある会議の開催要件で、過半数以上を満たしておりますので、本会議が成立していることを報告させていただきます。

なお、濱口委員につきましては、欠席との連絡を受けております
続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。

(資料の確認)

事務局 : 続きまして、議事次第 4 の会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。都市計画審議会条例第 6 条の規定によると、会長が審議会を代表し、議事、その他の会務を総理することになっておりますが、改選後初めての審議会でございますので、会長、副会長が決まっておりません。

鳥羽市都市計画審議会運営規定では、会長の選任は選挙、副会長の選任は互選によるとありますが、委員に異議の無いときは選挙、互選に代えて指名推薦の方法を用いることができるものと規定されています。いかがさせていただきましたらよろしいでしょうか。

(事務局推薦、事務局一任との声)

事務局 : 事務局推薦、事務局一任とのご発言でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声)

事務局 : それでは事務局といたしましては、会長を浅野委員に、副会長を村瀬委員をお願いしたいと思います。皆様これにご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

事務局 : ありがとうございます。「異議なし」の声を頂戴しました。それでは、会長は浅野委員、副会長は村瀬委員に決まりましたので、よろしくお願いいたします。それでは、会長の方からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 : 改めて今日お忙しいところ、第 64 回都市計画審議会にご出席どうもありがとうございます。

議題に入る前に本日は、傍聴の希望がありましたので、傍聴を許可したいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

(異議なしとの声)

会長 : それでは傍聴者の入室を許可します。

(傍聴者入室)

傍聴者の方にご案内させていただきますけれども、傍聴につきましては、傍聴人心得というものがありますので、これを守っていただきますようどうぞよろしくお願いします。

では委員の皆さん、今から議題に入っていきたいと思います。

今回、審議会委員が改選されましたので、初めての委員になられた方も見えると思いますので、当審議会の役割について、事務局から説明をしていただきますのでよろしくお願いします。

後程、ご質問のある方は受け付けますので、その時に質問していただけたらと思います。

事務局 : (資料 1 鳥羽市都市計画審議会条例、運営規定及び
資料 2 鳥羽市都市計画審議会委員名簿について説明)

会長 : ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等
ございませんか。
(なしとの声)

それでは続きまして、議題の(2)鳥羽市立地適正化計画の策定
について、事務局より説明を求めます。

事務局 : (資料 3 立地適正化計画及び
資料 4 鳥羽市立地適正化計画策定スケジュール(案)について説明)

会長 : ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

A 委員 : 資料 4 のスケジュールによると令和 7 年 3 月に防災指針(案)を
都市再生協議会で説明すると書いていますが、都市計画審議会での
説明を受けるのは 9 月になってしまう。4 月から住民説明に入る
スケジュールになっていますが、その前に私たちに報告いただくこ
とは可能ですか。

事務局 : この場でのご要望でしたら、住民説明に入る前に都市計画審議会
の場で説明する機会を設けられるよう検討させていただきます。

A 委員 : コンパクトプラスネットワークに関して、鳥羽市では 20 年 30 年
先まで公共交通を維持していくことが重要と考えています。鳥羽市
は人口減がかなり進んでいるので、人口統計もしっかりと加味しな
がら持続可能なものになるようお願いしたい。

事務局 : 鳥羽の現状とこれからの課題というところをしっかりと把握し、
公共交通で補完する部分についても、しっかりと検討していきます。

A 委員 : 伊勢市では標高が低いところを非居住地域に概ね指定したと聞いて
います。鳥羽の場合、駅周辺にもしっかりとしたエリア設定の考
え方を持ち、住居を構えられている人もおられるので、しっかりと
説明できるようにしてもらいたい。水道施設の更新についても立地

適正化計画の方針が影響していくと思われますので、業務受注者としっかりと協議しながら業務を進めていただきたい。

会長 : ご意見どうもありがとうございました。他にございませんか。

B 委員 : 立地適正化計画を 2 年間で立てて、事業実施に向けて動いていくのはまだその先で令和 9 年くらいからと商工会議所でも聞いています。それを業務受注者から提案を受けて都市計画審議会で審議するというところでよろしかったでしょうか。

事務局 : 具体的な事業に着手する時期というのが、都市再生整備計画を策定して交付金を活用することになると思うのですが、令和 9 年度以降になるのではないかと考えています。

それを進めていくには、法で定められた立地適正化計画を策定することが要件になります。それは具体的にどんな事業を行うのかというのではなく、都市機能誘導区域や居住誘導区域、防災指針の策定といった 3 点を令和 6 年、7 年で検討していく予定になっています。

会長 : 他にございませんか。

C 委員 : この日本工営都市空間というのは、鳥羽市が既に業務を委託しているということですか。

事務局 : 今年度になってから入札業務を行い日本工営都市空間と業務契約しております。

C 委員 : なんでこの会議に来ていないのですか。

事務局 : 今回の審議会では、事務局の私たち職員の方で説明させていただきたいと考えています。

会長 : 事務局説明の補足になりますが、日本工営都市空間は昨年度まで行っていた都市マスタープラン策定の業務受注者でもあったので、鳥羽市のことはある程度把握していると思います。

他の委員の方でご意見等ございませんか。

(なしとの声)

それでは続きまして、議題の(3)鳥羽市都市再生協議会の設置について、事務局より説明を求めます。

事務局 : (資料 5 鳥羽市都市再生協議会の設置(案)について説明)

会長 : ご説明ありがとうございました。それでは都市再生協議会のことも含めて、先ほど立地適正化計画のことでもご質問があればお願いします。

A 委員 : 委員構成につきまして、都市機能を誘導しようと考えた場合には、大手の不動産会社や建設会社などを委員に入れてもらおうと具体的な絵が描きやすくなると思います。なぜかというところの立地適正化計画がしっかりとできることで、やはり誘導区域に対しては、民間の投資を

促すことになると思います。民間の大きな企業の意見もしっかりと取り入れることで、次の流れにきちんと結びつくようにお願いしたいのですがいかがでしょうか。

事務局 : 資料5の市町村都市再生協議会設置の説明のところで、官民連携のまちづくりの進め方について説明があったと思うのですが、例えばまちづくり会社等がそれに加わって議論に参加することができる等の記載があるのですが、現時点では立地適正化計画を策定する段階でありますので、今後実際にまちづくりを進めていく段階になり、具体的な動きの中でそういった企業が現れた場合には検討できると考えるのですが、現時点においては考えておりません。

A委員 : 先ほどB委員が言われたように、具体的な事業展開が令和9年度からになるとすると、それからどのようにしていこうとしたのでは、この計画が絵に描いた餅になってしまうのではないかと。遅れをとらないように同時進行で行うように考えていただきたい。スピード感のあるような取り組みをしてもらうをお願いします。以上です。

事務局 : 様々な企業の方からもまちづくりに関するお声が出てくるかと思いますが、別途アンテナを張りながら情報を入手するようにしていきたいと思います。しかしながらまずは立地適正化計画を完成させるように現在のメンバー構成で進めさせていただきたいと考えています。

委員が言われるようなまちづくり関係の企業の方が現れてくるような情報も把握しながら、まちづくり事業を進めていく段階にあたっては、その時点で検討をしていきたいと考えています。

A委員 : 立地適正化計画を作ることが目的ではなく、市民の方々にこれで良かったと言われるようにしなければなりません。そのためには、計画から形になるまで20年30年かかっているのは今の時代では遅いと思います。できるものであれば10年で形になるよう、まずは市が目標を持つべきだと思います。

駅周辺は商業地域で、その中でお金儲けができるように鳥羽にお金がどんどん入るような目的を立地適正化計画に取り入れることが大切と考えます。その部分は経済産業省の管轄になると思いますが、国としての流れもありますので、早くやっていただきたいと思います。以上です。

会長 : ご意見どうもありがとうございました。他にございませんか。

C委員 : 単純な質問で申し訳ございませんが、都市再生協議会は審議会とは別の組織になるのでしょうか。

事務局 : 別組織になります。

C委員 : 別組織であるのに審議会に諮る必要があるのでしょうか。

事務局 : 都市再生特別措置法の中で定められた組織であり、立地適正化計画を策定するための協議の場として考えています。

C 委員 : 私が言いたいのは、鳥羽市定期船課がなぜ委員に入っているのかということなのですが、お金が無いから中之郷棧橋を封鎖してしまうような課が何故このような委員に入っているのでしょうか。中之郷は避難のことなど考えた場合には大切な場所で、鳥羽駅前だけが大事ではないと思います。

協議会が審議会の下部組織であればいいが、別組織であれば立地適正化計画についてこの場で議論する必要性がなくなるのではないかな。

会長 : 都市計画法も都市再生特別措置法も同じ国土交通省が所管しているのですが、国の当初の説明では市町村都市マスタープランをベースにしてその高度化版として作るように、全国の都道府県と市町村に説明をしていました。都市計画審議会の中に委員会を設けて議論するパターンもありますし、鳥羽市のように都市計画審議会の外に法定協議会を設けている場合もあり、どちらでも構わないと思います。

ただ、立地適正化計画を成案にする際には都市計画審議会の意見を聞かなければなりません。都市計画マスタープランがベースとなり、それに沿ったものになっているのか都市計画審議会での同意が必要となります。

C 委員 : 同意が必要ということであれば理解できます。

事務局 : 中之郷の定期船乗り場が無くなる是非については、同じ市の会議ですが、この会議のテーマとしては申し訳ございませんが別になってしまいます。都市再生協議会のメンバーに定期船課を入れる意義としましては、立地適正化計画の中で公共交通のことも重要な部分になりますので、公共交通を管轄する市を代表する部署ということで選ばせていただいたところです。

会長 : 皆さんよろしいですか。

B 委員 : 福祉部門と重複すると思いますが、やはり医療の学識者にも入っていただけたらどうかと思います。まちを幾らコンパクトにしても医療をどのように整えていくのかということとはとても大切だと思います。

事務局 : 市の部署の中で健康福祉課の担当者にも入っていただくことも考えましたが、社会福祉協議会の方にも入っていただけるのでそれでどうかと考えていました。

B 委員 : 社会福祉協議会さんに求めるものと違うのではないですか。例えば医療 MaaS（マース）を担当している医師に入っていただくのはどうでしょうか。

事務局 : ご意見をいただきましたので一度検討させていただきます。

- 会長 : では事務局で検討いただくとのことをお願いします。
- D 委員 : 都市再生協議会の委員構成ですが、学識経験者と書かれているところには、県のレベルから選任する予定なのか、国なのかお考を教えてください。例えば三重大の教授なのかなど、お考えがあれば。
- 事務局 : 学識経験者の想定ですが、現時点で鳥羽市に関わりのある大学の先生をどうかと考えています。
- 会長 : 他の方でご質問がありましたら。
- E 委員 : 一人の地域住民としてここで生活している者としての意見ですが、私の捉え方なのかもしれませんが、今回の鳥羽駅周辺エリアの再生事業とか佐田浜周辺のまちづくりに関して、確かに鳥羽市は観光業で成り立っていると思います。それは認めますが、市が行う諸々の事業が地域住民の気持ちをもう少し吸い上げていただければいいのにと考えてしまいます。先ほどの中之郷定期船乗り場を何故無くすのかとの思いがあります。もう少し地域住民の意見を吸い上げるような、それを基にして都市計画や各事業を進めていかないといけないと思います。例えばパブリックコメントで意見を求められても、自分たちの関係のないところでどんどん計画が進められていくと意見なんて出てきません。地域住民の考えを入れたような取り組みにしていかなければ、住民は上の空を見る状態になってしまう。
- 私は実家が答志島なのですが、5月の連休にどうしても答志島に行かなければならない用事があった佐田浜に行こうと思ったら渋滞で駐車場に車を止めることができなかった。それを定期船課の窓口で言いましたが、そのような駐車に応じることができないので市民の森の方まで行って欲しいと言われました。もう少し、我々市民の生活の方を大事にするような、例えば交通規制をかけるなど考えてもらうことはできないのかと思います。住民の生活が何かないがしろにされているのではないかと感じる事が多くあります。
- 岩崎通りのアスファルト舗装もそうですが、私個人的にはなぜあそこだけ色つきの舗装にしたのかと思っています。他と同じような黒色で鳥羽市全体同じようにすればいいのにと 생각합니다。おかしいという意見はおそらく私だけでないと思います。少し言い過ぎたかもしれませんが申し訳ありません。
- 会長 : ありがとうございます。進めていく上で市民の意見をより取り入れるようなスキームにするというご意見でしょうか。
- E 委員 : そうですね。旧鳥羽小学校にしても津波対策として早く避難所に使えるような整備をして欲しいと住民から要望しています。なぜできないのか、安心安全な防災に強いまちを作ろうと考えれば、早く旧鳥羽

小学校を改修しなければならないと思っています。

会長 : ありがとうございます。

B 委員 : 少し心配することは、令和 6 年度 7 年度と予算を立てて、外部委託して計画を策定することになっていますが、令和 9 年度から事業を実施すると言っている。その計画を立てていただくことは、やっという思いがありますが、まずは進めていただくということがとてもありがたいと思います。

先ほどの防災の関係でもそうですが、もっと早く手を打っておくべきだったと言われないうにしなければなりません。やはり日ごろからやらなければならないことは即座に手を打ってどんどん進める動きが行政から見えることが大切であると考えています。それともう一つこちらでは私たちの未来の子供たち世代のための計画づくりに取り組んでいますよという両輪が見えるような、この委員活動をしていかないと絵に描いた餅ですよとのご指摘があるかもしれません。ですので、今やるべきことは今やっています、でも計画も今立てていますということを見せていくことが大切だと思います。

もっと他にも市民の声が反映されるような委員会にしていくのであれば、委員会のメンバーは 15 人以内とされていますので、まだ入る余地があるのであれば、増員していただいてもいいのではないかと思います。

E 委員 : 私は B 委員が言われることは大賛成です。

会長 : 都市計画審議会においても、もっと市民の意見を聞きましょうということで、昨年度まで取り組んでいた都市マスタープランにおいても、当初予定していたよりも数か月延ばして、パブリックコメントにけるまでにより時間をかけてきちんと議論した経緯があります。今までも同じような意見をたくさんいただいていますので、その辺りには十分注意してということで事務局お願いいたします。

それから今日の説明でありましたが、都市計画の関連計画の一つとして立地適正化計画に取り組んでいくことの報告を審議会ですていただいて、取り組み方について委員の方から意見があれば早めに聞いていくという位置づけで今回の会議になりました。立地適正化計画の中身そのものは今度都市再生協議会が立ち上がった際には、そこで議論していくことになるという説明ですけれども、他にご意見はございませんか。

F 委員 : 私も B 委員と同じ考えで、医療についての関係者は、委員として入れるべきだと考えています。鳥羽市としていかにコンパクトにして医療を届けていくのかを考えた場合、拠点となる場所が一つあればより

活動がしやすくなると思います。ではその拠点をどこに作るのか、それが鳥羽駅前のエリアなのか、もしくは大明のエリアなのかいろいろと考えがあると思いますので、医療の分野として医療関係者をしっかりと入れて、これからどうしていくのかということをしっかり考えてもらう必要があると思います。

それとスケジュールで、住民向けの説明会を令和 7 年度の 4 月から約 2 か月に渡って開催していくと、地区別に説明するとありますが、この地区というのはどの範囲で、例えば学校レベルで考えたらいいのでしょうか。

事務局 : 都市マスタープランの時には、小学校区を基本に都市計画区域内を 4 地区に分けて、それぞれで住民に集まっていただきました。今回は居住誘導区域の話もありますので、例えば低地に位置するような浸水想定区域とそうではないところでは考え方が違うこともありますので、そこを上手く組み合わせるような形で考えています。また会議の形も説明会のようか形にするのか、公民館等に集まってもらい参加者で意見出しをするような形をとるのかは今後検討したいと思います。

F 委員 : 住民の意見はしっかりと聞いていただいて、そこで出来てきた部分がパブリックコメントになって返ってくるかと思います。自分と無関係と思ってしまえば、意見は出てこないの、住民説明の部分のしっかりと取り組んでいただければ、パブリックコメントでの意見も増えてくるのではないかと思います。他の委員からもご意見がありましたが、居住誘導区域に含まれていなかったら、住んではいけないかと間違った認識がでてくることもあるかと思いますので、誤解されることがないように説明の仕方にもしっかりと努めていただきたいと思います。

会長 : 今後の説明会に向けてということで、ご意見をいただきましたが、反映できるところは反映に努めていただきたいと思います。

G 委員 : 私は農業分野として出席していますが、市長も言われていましたが加茂地区は緑が美しくそれがまちの売りなのですが、獣害が凄くひどくてお米を作っているのですが、イノシシが来たり鹿が来たりと大変困っております。山側に柵を作っていただくことができれば、農家の人たちも庭先で少しの野菜を作って、高齢者の人たちもデイサービスに行かなくても済むのではないかと思います。やはり鳥羽市としてはお金が入ってくることをまず考えて、それが出来ない、その他のいろいろなことも出来ないと思います。鳥羽駅周辺のことも色々と考えて観光客を呼び込むことも必要とは思いますが。でも加茂地区の緑が本当に美しく、稲が実った黄金色の田んぼも本当に美しいと思いますので、将来的にはお金が回って獣害対策を充実していただけたら

っともっと緑が綺麗になります。鳥羽市も人が出ていくばかりで居つく人が少なくなっています。難しいと思うのですが、いつまでも住みたいとそういうまちになることを望んでいます。

会長 : 重要なご意見かと思えます。どうもありがとうございます。

立地適正化計画は、別名がコンパクトプラスネットワークと言われています。人口減少が著しい地方都市をどのように持続させていくか、多くの人の居住を持続させていくには、効率よく必要な公共施設や医療福祉施設、多くの人が買い物できる商業施設、それを集約させて残していく必要性がありますので、それをどの場所が相応しいのかを各自治体で検討してくださいということです。今言われた通り、鳥羽市全体が持続性あるようにするために、将来的に人口が減って税収が減る可能性がある中で、いかに重要な公共施設、商業施設、医療福祉施設を残していくための計画だと思いますので、その視点からまたご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

H委員 : 今回は立地適正化計画ということですが、鳥羽市は区域がやはり広くて分散しています。離島もありますし、加茂地域、長岡地域、鏡浦地域と、そういった分散しているまちですので、そのエリアをきちんと決めてエリアの中でコンパクトなまちを作っていくことが大切だと思います。鳥羽市全体に一つにまとめるというのはなかなか難しいことだと思います。やはり住んでいるところの近くで買い物ができたり、医療を受けられるというような集約をして、そういうエリアを地域できちんと決めて、その中で集約をして行くという構想の中で考えていただきたいと思います。私は長岡地区ですので、千賀と堅子は高齢化が進んで町内会の運営が難しくなっています。長岡町というか地域単位で町内会の運営をして欲しいというような声も聞こえてくるようになっていきます。そういう自治区を集約するという方向性についても都市計画の中で考えていかなければと考えています。

会長 : ご意見ありがとうございます。他にございませんか。

D委員 : 体制図で都市再生協議会だけが矢印が片方になっています。これは都市再生協議会から意見はもらわないという理解でしょうか。

事務局 : すみません。図中の線の書き方が分かりにくくなっています。都市再生協議会での意見が建設課にも戻ってくるという考え方です。

会長 : 事務局の説明のあったように建設課を窓口に都市再生協議会からの意見が返ってきて、都市計画審議会へ行くような線があると分かりやすいということで、ご指摘ありがとうございます。

B委員 : 原案というか素案を作るのが都市再生協議会で、それが良いのかどうかを審議会に諮るということですのでよろしいですね。そうであれば、

今回の会議で意見のあったところの部門の方は協議会の委員に入れていただく方向でもう一度人選をしていただく方がいいのではないのでしょうか。

事務局： ご意見のとおり、もう一度検討させていただきたいと思います。

会長： 他にご意見ございませんか。

(意見無し)

ありがとうございます。今回は、委員の方から計画の位置づけについて色々ご意見をいただきました。意見をいただいて思ったのですが、都市マスタープランで昨年度位置づけされたことを最初に説明した方が分かりやすかったかもしれません。今年度新しく委員になられた方もいらっしゃいましたので、もし立地適正化計画の位置づけについての確認が必要であれば、改定したばかりの都市マスタープランを確認していただくと理解が深まるのではないかと思いますので、何かございましたら事務局に聞いていただければと思います

そして昨年都市計画審議会で議論してきたことの延長上で、今年度からいよいよ立地適正化計画の策定が実現していくことになります。もっとはやくできていれば良かったとの意見もございましたが、これまでも中心市街地の活性化であったり、防災指針の必要性であったり議論をしてきましたので、いよいよ協議会を立ち上げて専門的に議論する方向性が見えてきたという状況です。

お隣の伊勢市の都市計画審議会の会長も務めています。伊勢市でもやはり数年議論して立地適正化計画を作ったわけですが、伊勢市でも同じように南海トラフ地震で被災を受ける想定をしていますので、防災のことも考えて、20年30年後の人たちが安全に暮らすためにはどこに拠点があった方がいいのかということ、かなり審議会で何度も協議しましたので、同じように鳥羽市では再生協議会の方で20年30年後の未来のことを考えて、どこに拠点を維持していくといいのか、当然色々な意見が出てまいりますので、伊勢市でも色々な意見が出てきました。それから津市の都市計画審議会の会長も務めているのですが、津市でも賛否両論様々な意見がございました。

そういった状況の中でも、先人の人たちが鳥羽駅の場所を決めて中心市街地をこれまで作り上げてきました。鳥羽駅の場所を決めるときにもおそらく賛否両論ある中で検討し、まちをつくってきたと思いますので、今後南海トラフ地震に備えて、30年後40年後の未来の人たちが安全に暮らせるためにはどこに拠点を持ってきたらいいのかという議論をしていけたらと思います。

それから都市マスタープランもそうですが、立地適正化計画もまず

作ってスタートさせることが重要で 5 年 10 年運用する中で不具合が見つければ、計画の一部改正が可能ですので、まずは最初の第一歩を踏み出すことが大事です。いろいろ賛否両論あると思うのですが、先ずは踏み出していき、それで 5 年 10 年運用する中で見直した方がいいことが出てきたときは、都市マスタープランと同じように見直すことが可能ですので、立地適正化計画も一緒に進捗管理していき、まずは船を港から出発していかないと、いつまでも船が港にいて船が前に進んでいきませんので、細かいところには賛否両論は残るかもしれませんが、先ずはいったん計画を作って出発させることが重要だと思います。それで、計画策定を先行させて動かして様子を見ながら、不具合が出たら適宜修正していくことで、立地適正化計画が前に進むように応援していただけたらと思います。私からは以上になりますが、他の自治体の方でも取り組んできましたので、その経験も活かしながら鳥羽市でも一番いいと思われるような計画を皆さんと一緒に作り上げていきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

それでは会議次第のその他になりますが、委員の皆様なにかございませんか。

(意見無し)

それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

事務局 : 冒頭のスケジュールの方でもお伝えしましたが、次回の都市計画審議会の日程は 11 月 28 日の午後を予定しております。雨水公共下水道の計画決定案件がございまして、市長からの諮問を予定しています。概ね 1 か月前にはご案内させていただきたいと思いますので、ご予定のほどよろしくお願いいたします。

会長 : 委員の皆様、それでは次回のご出席についてもよろしくお願いいたします。それでは予定時間を過ぎましたので、第 64 回の都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上